

役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 日本港湾協会（以下「本協会」という。）定款（以下「定款」という。）第26条の規定に基づき理事及び監事（以下「役員」という。）に対する、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第14号の規定による報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）の支給の基準に関し必要な事項及び在任年齢を定めることを目的とする。

(常勤役員の在任年齢)

第2条 定款第21条により、理事を選任する場合において常勤とすべき者は原則として年齢70歳までとする。

(報酬等の支払い)

第3条 いかなる報酬等も、この規程に基づかずに役員に対して支払い又は支給してはならない。

2 協会会務に基づいて生じた実費の弁償は、報酬等に含まれない。

(報酬等の範囲)

第4条 本協会は、役員に対して報酬等を支給しない。ただし、常勤の役員（以下「常勤役員」という。）に対しては報酬を支給することができる。

2 退職手当は、支給しない。

(報酬の構成)

第5条 定款26条に定める報酬は俸給とする。

(俸給)

第6条 俸給は年俸とし、次の額の範囲以内とする。

(1) 会長、理事長 22,000,000円

(2) 理事、監事 19,500,000円

2 前項の理事の俸給は、理事会で決定し、この額を12で除した額を月額として支給する。

3 常勤役員が、退職、失職、又は死亡により常勤役員でなくなったときは、その日ま

で俸給を支給する。

- 4 前2項の規定により俸給を支給する場合は、月の途中で就任又は退任したときは、その期間の現日数から一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年6月15日法律第33号)第6条第1項、第7条及び第8条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算した額とする。

(俸給の支給方法)

第7条 俸給は当月の月初から月末までの分を、当月の15日に銀行振込により本人に支給する。

- 2 前項の支給日が休日にあたるときは、その翌日とする。
- 3 第1項の規定により、俸給の支給を受ける常勤役員は、銀行に本人名義の振込口座を設け、会長に届け出なければならない。

(常勤役員に対する費用の弁償)

第8条 常勤役員が職務の執行に伴い立替えた費用は、当該役員が証拠となる書類を添えて費用弁償を申請した場合は、弁償することができる

(公表)

第9条 本協会は、この規程を、認定法第20条第2項に規定された報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、総会の決議を経て行う。

附 則(平成22年2月19日理事会)

- 1 この規程は平成22年4月1日から実施する。
- 2 役員の報酬に関する規程(平成16年2月23日理事会決定、以下(「改正前の規程」という。))第3条及び第6条に定める退職手当が平成22年3月末をもって廃止したことになり、それ以前に在職していた常勤役員が引続き常勤役員として勤務し、平成22年4月1日以降に常勤役員を退職した時は、平成22年3末日に退職したとした場合に支給されることとなる退職手当相当額を支給する。
- 3 前項により支給する退職手当相当額は、改正前の規程第6条の規定を準用する。

附 則(平成25年1月24日総会決定)

この規程の改正は、公益社団法人日本港湾協会の設立登記のあった日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則(令和8年5月27日総会決定)

この規程の改正は、令和8年6月1日から施行する。